

令和2年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第1回専門部会 議事要旨

| | |
|-----|--------------------|
| 日 時 | 令和2年9月10日(木) |
| | 15:30～16:30 |
| 場 所 | 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室 |
| 出 席 | 短期入所事業所 4か所、4名 |
| | 相談支援事業所等 12か所、12名 |
| | 基幹相談支援サテライト 4か所、4名 |
| | (合計20か所、20名) |

○検討テーマ・・・地域生活支援拠点等整備について

地域生活支援拠点等検討ワーキングにおいて、特定相談支援事業所からは「緊急時の状況を事前に想定し、計画を作成することが重要」「緊急時に関係機関が情報を把握しやすい状況を作るための書式があると良い」という意見が出された。また、短期入所事業所からは「本人の状況を把握しないと支援が難しい」という意見が多くあった。そのため、第1回専門部会では、緊急時にスムーズに対応できるよう事前に把握すべき事項等をまとめる書式を作成にするにあたり、短期入所事業所や特定相談支援事業所からの意見をいただき、協議を実施した。

【1. 地域生活支援拠点等整備の概要】

障がい福祉課より、資料1-1「地域生活支援拠点等の整備について」を用いて説明。

厚生労働省が作成した資料を示すことで、厚生労働省がイメージしている地域生活支援拠点等のイメージの理解を深める。あわせて市では面的整備型で進めており、既存の社会資源をうまく組み合わせることで地域生活支援拠点等整備を実現していきたいと説明。

【2. 書式(案)について】

障がい福祉課より、資料1-2「【岐阜市】地域生活支援拠点等整備について」を用いて説明。

過去に実施した地域生活支援拠点等検討ワーキンググループにおいて出された意見を基に市で書式案を作成した。この書式には、緊急連絡先や服薬状況等をはじめとした現在のサービス等利用計画には記されにくい項目がある。緊急時の対応をスムーズにできるために必要最低限の情報をまとめたいと説明。

【3. 意見交流(グループワーク)】

2で説明した書式案について、緊急の受け入れ先となる短期入所事業所や調整役となる特定相談支援事業所が実際に利用することを想定し、使いやすい書式はどういうものかを検討した。主な意見は以下のとおりである。

<短期入所事業所>

- ・初めて利用される方だと状況がわからず、現場では困惑する恐れがあるため、できる限り多くの情報があることが望ましい。
- ・本人の支援方法等について、何かあったときに聞けるように「今まで利用したことのある事業所」の記載があるとよい。どこかに聞けると思うと職員の心理的負担が軽減する。

- ・食事の配慮が必要な場合も多く、「食物アレルギー」の記載があるとよい。
- ・対象者本人への対応方法における禁止事項（〇〇と呼んではいけない等）がわかるとよい。
- ・「てんかん発作の頻度」が具体的に知りたい。（回数、服薬効果等）
- ・何に対しての「こだわり」があるかをわかるとよい。（タオルを持っていけば落ち着く等）

<特定相談支援事業所>

- ・作成には時間と労力が必要になるが、緊急時のことを考えるのであれば作成した方がよいと思う。
- ・計画や基本情報とセットにし、絶対に作成するべきものとして位置付けた方がよい。
→事務局は、基本情報の裏面に作成した方がよいと考え案を作成した。
- ・今の計画の書式では、緊急時には対応できないと感じていた。
- ・今担当している人たちに優先順位をつけ、順次作成する必要がある。
- ・ケースの必要性に応じて、緊急の場合の対応を短期入所事業所に事前に情報提供できるとよい。その際にこの書式は有効。
- ・1年程度を目安に更新が必要。
- ・個々の状況によっては、伝えたいことも変わるため、「自由記載欄」があるとよい。
- ・状態だけでなく「食物アレルギー」の記載ができるとよい。
- ・相談支援専門員の負担を考えると大変だが、「本人に絶対してはいけないこと」「取るべき対応」を詳細にまとめることができるとよい。
- ・「障がい種別ごと」に作成した方がよいのではないか。
- ・20代の対象者はサポートブックを持っている場合も多くなってきている。サポートブックも活用していけるとよい。

【まとめ】

短期入所事業所からは今まで受け入れたことない人を急に受け入れることは職員の不安も大きく、できる限り情報がほしいという前提はあるが、その中で最低限必要な情報として必要な項目等についての意見や、書式に記載がなくても今まで通っている施設に聞くことができれば支援方法がわかるという特定相談支援事業所の負担を減らす意見もあった。

それに対して特定相談支援事業所は、業務が増え、労力が増えることを危惧しつつも、短期入所事業所が緊急の受け入れをすることに不安があるということに理解を示し、内容を詳細にする意見が多く出された。

今回の協議において、書式に関して実際に活用することになる事業所が使いやすくなるための意見がでたことは、今後の書式作成において有意義である。さらに短期入所事業所と特定相談支援事業所が互いの立場を理解することができたことは、今後の地域生活支援拠点等整備の緊急時における対応において連携強化を図ることができる良いきっかけとなった。

【当日の様子】

